

日薬情発第 138 号  
令和 4 年 11 月 28 日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日本薬剤師会  
担当副会長 川上 純一

医療事故調査制度の普及・啓発に関する協力依頼について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省医政局地域医療計画課医療安全推進・医務指導室より、別添のとおり事務連絡がありましたのでお知らせいたします。

会務ご多用のところ恐縮ながら、貴会会員にご周知下さるようお願い申し上げます。



事 務 連 絡  
令 和 4 年 11 月 18 日

公益社団法人日本薬剤師会 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課  
医療安全推進・医務指導室

医療事故調査制度の普及・啓発に関する協力依頼について

標記について、別添のとおり各都道府県、保健所設置市及び特別区に対して事務連絡を発出いたしましたので、貴団体におかれましても、御了知いただくとともに、関係者に周知をお願いいたします。



事 務 連 絡  
令 和 4 年 11 月 18 日

各 

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局地域医療計画課  
医療安全推進・医務指導室

### 医療事故調査制度の普及・啓発に関する協力依頼について

医療行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。  
平成 27 年 10 月より、医療事故が発生した医療機関において院内調査を行い、医療事故調査・支援センターにおいてその調査報告を収集し、整理・分析することで医療事故の再発防止につなげ、医療の安全を確保することを目的として、医療事故調査制度が実施されています。

この度、住民への本制度の普及・啓発の更なる推進のため、医療事故調査・支援センターが新たなポスター、リーフレットを作成しました。

については、貴管内の病院、診療所又は助産所に対して、受診される住民の見やすいところへのポスターの掲示や、窓口等へのリーフレットの配置について、協力依頼をお願いします。

また、住民等に対しても、制度の理解を深めていただけるよう、引き続き本制度の普及・啓発に御協力いただくようお願いします。

なお、厚生労働省は毎年 11 月 25 日を含む 1 週間を「医療安全推進週間」と位置付けておりますので、同週間における普及・啓発活動の際にも御活用ください。

#### (参考)

- ・一般社団法人日本医療安全調査機構（医療事故調査・支援センター）ホームページ  
医療事故調査制度関係資料（ダウンロードして使用をお願いします）

[https://www.medsafe.or.jp/modules/document/index.php?content\\_id=1](https://www.medsafe.or.jp/modules/document/index.php?content_id=1)

- ・医療安全推進週間

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/i-anzen/iryuanzennotorikumi\\_h3likou.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/i-anzen/iryuanzennotorikumi_h3likou.html)

医療事故調査制度に関する相談専用ダイヤル（一般社団法人日本医療安全調査機構）

03-3434-1110（平日 9～17 時 [原則]）